|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| **事業の名称** | | **（仮称）鷺沼駅前地区第一種市街地再開発事業** | |
| 意　見　書  令和　年　　月　　日  （宛先）川　崎　市　長   |  | | --- | | 住　所　　〒 | | フリガナ | | 氏名（法人の場合は名称及び代表者の氏名） | | 電話番号又はメールアドレス |   川崎市環境影響評価に関する条例（平成１１年川崎市条例第４８号）第２１条第１項の規定による意見書を次のとおり提出します。 | | | |
| （注意事項）  １　環境の保全の見地からではない意見や、記載事項に不備がある意見書は、意見書として取扱うことができませんので御注意ください。  ２　意見の記入及び提出に当たっては必ず別紙「意見書を提出する方へ」を御確認ください。  　提出方法は郵送、持参、ホームページ内フォームのいずれかです。ファクス、Ｅメールでは受け付けていません。  ３　御記入いただいた個人情報は川崎市個人情報保護条例に基づき厳重に保護・管理します。 | | | |
| 意見記入欄 | (1)準備書の該当ページ番号  又は環境影響評価項目等 | | (2)準備書についての環境の保全の見地からの意見 |
| **緑の量** | | １. 国からの指摘により、2年近く検証期間を置いたが、緑とゆとりという大きなテーマは残念ながらできていない。  　建造物内緑化や壁面緑化では、市道鷺沼線の廃止に伴う桜並木の伐採に代わるべき緑の確保が難しいからです。  ２. 緑の確保というなら、最近の駅前再開発の手法として使われている。マンション、商業施設、大規模公園の3点セットではないか。南町田グランベリータウン、二子玉川のような開発を東急がてがけている。計画地「北街区」をみどりの公園とし、現在の区役所、市民館、図書館を活用し、鷺沼には第2の図書館、市民館を新設するべきだ。 |

※　この用紙で記載しきれない場合は、便箋、罫紙等を用いてください。その場合、紙の右上に＿枚中＿枚目と全体の枚数を記載してください（例：３枚中１枚目）。

**提出期限　令和５年１月２５日（水）まで（郵送の場合は当日消印有効）**